

【表紙】

| | |
|------------|--|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成 30 年 6 月 29 日 |
| 【会社名】 | ジオスター株式会社 |
| 【英訳名】 | GEOSTR Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 端山 真吾 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都文京区小石川一丁目 28 番 1 号 |
| 【電話番号】 | 03 (5844) 1200 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員 藤原 知貴 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都文京区小石川一丁目 28 番 1 号 |
| 【電話番号】 | 03 (5844) 1200 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役常務執行役員 藤原 知貴 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) ジオスター株式会社 仙台支店 (宮城県仙台市青葉区中央四丁目 7 番 17 号) ジオスター株式会社 大阪支店 (大阪府大阪市中央区淡路町四丁目 3 番 10 号) ジオスター株式会社 名古屋支店 (愛知県名古屋市中区錦二丁目 15 番 22 号) ジオスター株式会社 九州支店 (福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目 19 番 5 号) |

(注) 上記の仙台支店及び九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資家の便宜を考慮して、縦覧に供する場所としております。

1【提出理由】

平成 30 年 6 月 27 日開催の当社第 49 回定時株主総会（以下「本総会」）において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第 24 条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本総会が開催された年月日

平成 30 年 6 月 27 日

(2) 当該決議事項の内容

第 1 号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式 1 株につき金 16 円

第 2 号議案 定款一部変更の件

第 3 号議案 取締役 8 名選任の件

取締役として、端山真吾、藤原知貴、河原繁夫、平川高之、藤野 豊、堀田 穰、土岐敦司及び高木一美を選任するものであります。

第 4 号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任する栗山実則氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会に一任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成（個） | 反対（個） | 棄権（個） | 可決要件 | 決議の結果 （賛成の割合） |
|---------|---------|--------|-------|-------|------------------|
| 第 1 号議案 | 266,930 | 238 | 0 | (注) 1 | 可決（ 99.9%） |
| 第 2 号議案 | 266,936 | 232 | 0 | (注) 2 | 可決（ 99.9%） |
| 第 3 号議案 | | | | (注) 3 | |
| 端山真吾 | 240,631 | 26,532 | 0 | | 可決（ 90.1%） |
| 藤原知貴 | 257,037 | 10,126 | 0 | | 可決（ 96.2%） |
| 河原繁夫 | 257,040 | 10,123 | 0 | | 可決（ 96.2%） |
| 平川高之 | 257,037 | 10,126 | 0 | | 可決（ 96.2%） |
| 藤野 豊 | 257,040 | 10,123 | 0 | | 可決（ 96.2%） |
| 堀田 穰 | 257,054 | 10,109 | 0 | | 可決（ 96.2%） |
| 土岐敦司 | 247,367 | 19,796 | 0 | | 可決（ 92.6%） |
| 高木一美 | 232,289 | 34,874 | 0 | | 可決（ 86.9%） |
| 第 4 号議案 | 259,473 | 7,690 | 0 | (注) 1 | 可決（ 97.1%） |

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

以上